

埼玉県鴻巣市総合事業サービスコード

5 通所型サービス(独自・はつらつ5.0時間以上7.0時間未満) サービスコード表

はつらつサービス(基準緩和型、通所型サービスA)指定事業者用

令和8年6月1日

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位			
A6	1311	はつらつデイ③サービス/311	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1 (1月の中で当該事業所において全部で5回以上)	1,745単位	1,745	1月につき	
A6	1321	はつらつデイ③サービス/312	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2 (1月の中で当該事業所において全部で9回以上)	3,141単位	3,141	1月につき	
A6	1313	はつらつデイ③サービス/321回数	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	349単位	349	1回につき	
A6	1323	はつらつデイ③サービス/322回数	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	349単位	349	1回につき	
A6	C231	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/311	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-39	1月につき	
A6	C233	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/312	高齢者虐待防止措置未実施減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-36	1月につき	
A6	C235	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/321	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき	
A6	C236	はつらつデイ③サービス高齢者虐待防止未実施減算/322	高齢者虐待防止措置未実施減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-4	1回につき	
A6	D231	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算311	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-18	1月につき	
A6	D233	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算312	業務継続計画未策定減算	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-36	1月につき	
A6	D235	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算/321	業務継続計画未策定減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	-4	1回につき	
A6	D236	はつらつデイ③サービス業務継続計画未策定減算/322	業務継続計画未策定減算	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2	-4	1回につき	
A6	6135	はつらつデイ③サービス同一建物減算/31	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつ)を行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376単位 減算	-376	1月につき
A6	6136	はつらつデイ③サービス同一建物減算/32	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつ)を行う場合	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	752単位 減算	-752	1月につき
A6	6237	はつらつデイ③サービス同一建物減算/33	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(はつらつ)を行う場合	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	94単位 減算	-94	1回につき
A6	5632	はつらつデイ③送迎減算/3	事業所が送迎を行わない場合		47単位 減算	-47	片道につき	
A6	5030	はつらつデイ③生活上グループ活動加算/3	生活機能向上グループ活動加算		100単位 加算	100	1月につき	
A6	6139	はつらつデイ③サービス若年性認知症受入加算/3	若年性認知症利用者受入加算		240単位 加算	240		
A6	6130	はつらつデイ③サービス栄養アセスメント加算/3	栄養アセスメント加算		50単位 加算	50		
A6	5023	はつらつデイ③サービス栄養改善加算/3	栄養改善加算		200単位 加算	200		
A6	5024	はつらつデイ③サービス口腔機能向上加算Ⅰ/3	口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位 加算	150		
A6	5031	はつらつデイ③サービス口腔機能向上加算Ⅱ/3	口腔機能向上加算	(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160単位 加算	160		
A6	6330	はつらつデイ③一体的サービス提供加算/3	一体的サービス提供加算		480単位 加算	480		
A6	6031	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅰ/31	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88単位 加算	88		
A6	6032	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅰ/32	サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	176単位 加算	176		
A6	6137	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅱ/31	サービス提供体制強化加算	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	72単位 加算	72		
A6	6138	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅱ/32	サービス提供体制強化加算	(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	144単位 加算	144		
A6	6133	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅲ/31	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	24単位 加算	24		
A6	6134	はつらつデイ③サービス提供体制強化加算Ⅲ/32	サービス提供体制強化加算	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	48単位 加算	48		
A6	4021	はつらつデイ③サービス生活機能向上連携加算Ⅰ/3	生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (3月に1回を限度)	100単位 加算	100		
A6	4022	はつらつデイ③サービス生活機能向上連携加算Ⅱ/3	生活機能向上連携加算	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位 加算	200		
A6	6220	はつらつデイ③サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ/3	口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	20単位 加算	20	1回につき	
A6	6221	はつらつデイ③サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ/3	口腔・栄養スクリーニング加算	(2)口腔・栄養スクリーニング加算 (6月に1回を限度)	5単位 加算	5	1回につき	
A6	6331	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算/3	科学的介護推進体制加算		40単位 加算	40	1月につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 11	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算			
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 21	介護職員等処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 11	介護職員等処遇改善加算		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算			
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 21	介護職員等処遇改善加算		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1	介護職員等処遇改善加算		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算			
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1	介護職員等処遇改善加算		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算			
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 12	介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算			
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 22	介護職員等処遇改善加算		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算			
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 12	介護職員等処遇改善加算		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算			
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 22	介護職員等処遇改善加算		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算			
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2	介護職員等処遇改善加算		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2	介護職員等処遇改善加算		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
A6	8007	はつらつデイ③サービス/311・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,745単位	1,222	1月につき
A6	8017	はつらつデイ③サービス/312・定超	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,141単位	2,199	1日につき
A6	8009	はつらつデイ③サービス/321・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	349単位	244	1月につき
A6	8019	はつらつデイ③サービス/322・定超	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	349単位	244	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位		
A6	9007	はつらつデイ③サービス/311・欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,745単位	1,222	1月につき
A6	9017	はつらつデイ③サービス/312・欠	1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援2	3,141単位	2,199	1日につき
A6	9009	はつらつデイ③サービス/321・欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で当該事業所において全部で4回まで	349単位	244	1月につき
A6	9019	はつらつデイ③サービス/322・欠	1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援2 ※1月の中で当該事業所において全部で5回から8回まで	349単位	244	1日につき